

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成29年8月31日(2017.8.31)

【公表番号】特表2004-510068(P2004-510068A)

【公表日】平成16年4月2日(2004.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2004-013

【出願番号】特願2002-529579(P2002-529579)

【国際特許分類】

D 0 1 F 8/04 (2006.01)

D 0 1 F 8/06 (2006.01)

D 0 1 F 8/12 (2006.01)

【F I】

D 0 1 F 8/04 Z

D 0 1 F 8/06

D 0 1 F 8/12 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年11月19日(2015.11.19)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0042

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0042】

一例として、温度調節材料は、相変化物質を含有する複数のマイクロカプセルを含んでよく、これらのマイクロカプセルは少なくとも1本の長手部材の中に均一に又は不均一に分散され得る。これらのマイクロカプセルは相変化物質を封じ込める中空の殻として形成され、種々の規則的な又は不規則的な形状(例えば球、橢円体など)および寸法に形成された個々のマイクロカプセルを含んでよい。個々のマイクロカプセルは同一の又は異なる形状または寸法を有してよい。本発明の幾つかの実施形態によれば、マイクロカプセルは約0.01μないし約100μの範囲の最大長さ寸法(例えば直径)を有してよい。一つの現在好ましい実施形態によれば、マイクロカプセルは概ね球状で約0.5μないし約3μの範囲の最大長さ寸法(例えば直径)を有する。格納構造の他の例を、限定することなく例示すれば、シリカ粒子(例えば沈降シリカ粒子、ヒュームドシリカ(fumed silica)粒子およびこれらの混合物)、ゼオライト粒子、炭素粒子(例えばグラファイト粒子、活性炭粒子およびこれらの混合物)、および吸収性物質(例えば吸収性ポリマー物質、高吸収性物質、セルロース系物質、ポリ(メタ)アクリレート系物質、ポリ(メタ)アクリレート系物質の金属塩およびこれらの混合物)が含まれる。一例として、温度調節材料は、相変化物質を含浸したシリカ粒子、ゼオライト粒子、炭素粒子または吸収性物質を含んでよい。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0043

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0043】

本発明の幾つかの実施形態によれば、1本または2本以上の長手部材がそれぞれ約5重量%ないし約70重量%の温度調節材料を含んでよい。したがって、一つの実施形態において、長手部材は60重量%の温度調節材料を含んでよく、また他の実施形態において、

長手部材は約 10 重量 % ないし約 30 重量 % または約 15 重量 % ないし約 25 重量 % の温度調節材料を含んでよい。